

『兵庫県漁業慣行録』と近代兵庫県漁業

伏谷 聡

1 はじめに

『兵庫県漁業慣行録』（写真1 以下「慣行録」と略す）

は明治十九年（一八八六）の漁業慣行調査をもとに、同

二十二年に兵庫県勸業

課が編さんした墨書の冊である。同書は活字本以外では他に確認できず、墨書による冊は県政資料館にあるものが唯一のものである。江戸時代、兵庫県の漁業は瀬戸内海沿岸で盛んであった。その

代表はイワシ魚である。イワシは、食料よりもむしろ干鰯の原料としてとられていた。干鰯は、畿内の重要な商品作物であるワタなどに金肥（お金で買う肥料）として使用された。商品作物栽培を瀬戸内海漁業が支えていたともいえる。

また、瀬戸内海のイワシ魚は全国的にみても技術的に高い水準にあった。その漁法は大網による大量漁獲である。やがて撰津漁民のうち、より豊かな漁獲を求め、関東地方に出漁するものが出た。その時期は近世初期からであり、房総地方に定住し、自らの技術を彼等に伝授したのもあらわれた。

こうした県域の瀬戸内海漁業は、優良な明石沖のタイ漁場「鹿の瀬」を持っていた。また、但馬海岸についても瀬戸内海ほどではないが、漁村が多くあり、江戸時代

写真1 兵庫県漁業慣行録



における県域の漁業はじつに豊かな様相を持っていた。「慣行録」は漁業が近代化する直前の時期に完成したため、そこには古い兵庫県漁業のありさまが記されることになった。本書の内容を以下に紹介し、兵庫県の重要産業のひとつであった漁業の近代的な推移に触れてみたい。

2 「慣行録」の成立と構成

① 成立まで

前述の明治十九年（一八八六）の調査以前、すでに明治十六年（一八八三）九月二十六日に漁業調査を実施すべく、県より郡区町役所と戸長役場にあてに布達された。その内容は、漁業調査が国家経済に必要なので実施するが、戸長は各村浦の漁業を凡例にしたがって書き上げ、郡区役所へ提出し、その書面を「掛員」が各地を巡回して回収するという。調査では、①漁村名称、②村浦戸数・人口および年齢別漁業従事者数、③漁場区域、④漁法ごとの漁獲金額を記載することになっていた。また、人員・漁法・漁区などを説明させ、漁獲を年平均漁獲高と漁獲代価を表示させている。当時、江戸時代以来の慣例的な漁業税が賦課されており、税の名称・内容や税額が統一

されていなかった。この点、漁業形態とその税を全県的に把握しようとしている点は特筆すべきことである。

管見では、地域に右調査の調査書が残っている例を知らない。しかし、「兵庫県統計表」（明治十一年度刊行開始）には、明治十七年（一八八四）から漁業の項目ができ、明治十九年頃から、それぞれの地域でとれる代表的な魚名があげられるようになった。明治十六年の漁業調査はこの統計表に反映されたと見るべきで、調査が実際に実施された可能性がある。

明治十九年一月十一日の布達により前年漁獲を報告することが義務化された。さらに明治十九年十月十二日に副区長と戸長あてに兵庫県訓令第十九号が発せられ、「漁業慣行、左ノ項目（本令に添えられた調査項目のこと筆者注）ニ準シテ之ヲ調査シ、来ル十一月三十日限届出ツヘシ」と命ぜられた。この調査の控えは各地に散見される。但馬国美含郡一日市村の例では、提出日が十二月二十七日となっていた。⁽¹⁾ 現在確認できる調査書の日付は布達の提出期限を過ぎていくものが多い。調査内容を一ヶ月でまとめられるものではなかったことがうかがわれる。

「慣行録」緒言では明治十九年五月から本書編さん事

業に取り掛かったというから、時期的に見ても「慣行録」編さんが明治十九年の漁業慣行調査書をもとにしていることは裏付けられる。さらに、「神戸又新日報」（明治十九年十月二四日）では、右調査が次のように紹介された。「○漁業沿革史編纂 此回本県勸業課において漁業沿革史なるものを編纂相成る由にて、其材料の調査方を県下各戸長役場へ達示し、併せて調査書式を下げ渡した成たりと、今その趣意を聞くに、漁業慣行調査は漁業に關し、旧領主及び維新以後旧藩県より発したる法令・訓諭、并に地方の例規・漁者相互の約束または自然の慣行等、苟も当時の漁制を徴するに足るものは精密之を調査し、細大遺漏なく纂輯すを要すといふにあるものなりと。」⁽²⁾漁業慣行調査の目的は漁業沿革史編纂のためであったという。しかしながら、「慣行録」の緒言や凡例に見られる編集目的は異なる。漁業は兵庫県の重要な産業であり、改良して発展させねばならない。また、漁業は旧例慣行を伴う産業であり、漁業の改良は旧例慣行を把握したうえで実施すべきで、県はかねてから施策上、漁業の旧例慣行を調査し、「慣行録」を編集する必要性を感じていた、というのである。あくまで施策の参考資料だったのだ。

しかも、本書の出来について、編さん関係者は不満であった。緒言では、典拠とすべき史料が少なく、古老の話もあいまいで、調査が不完全であったという。凡例でも、本調査書は十分なものとはいえず、脱漏・誤謬等が少なくない、と書いている。事実確認して記述訂正をするまでに至らなかったのだ。

とはいっても、本書が刊行された明治二十二年（一八八九）は、日本の近代的漁業が成長を遂げる明治三十年（一八九七）代より前であるから、日本の古い漁業形態の記録としての価値は減じるものではない。

②「慣行録」の所蔵

「慣行録」は現在公館県政資料館部門歴史資料部門の書庫に保管されている。

そもそも明治十九年当時勸業課が編集を行っていた。その後、本書の所蔵ならびに移管については未詳である。ただ、表紙中央に「兵庫県図書館」印が、現在保管している「慣行録」のほぼ全冊に押されている。この印は、明治二十年代までの刊行物に押されていることが多いが、兵庫県図書館について紹介されたものは、現在のところ無く、このセクションについては不詳である。これ以降

の「慣行録」の所管が不明となるが、旧兵庫県史編集室には次のようなことが伝えられている。

時期は不明だが兵庫県史編集室の調べによって、「慣行録」が水産課と統計資料室に分けて保管されていたことをつきとめた。それらを借り出して一括保管し、その際史料台帳類には登録しなかった。現在県政資料館に残されている県史関係の記録・文書でも、右について触れたものは残されていない。その後、昭和六十年に公館県政資料館部門が創設された際、旧県史編集室に保管されていた本資料を公館へ移管し、現在に至ったという。

「慣行録」にはラベルを貼付している冊と非貼付冊がある(表1)。ラベルの数字は三段に記載され、上から、分類番号、グループ、巻数を示している。グループ番号は鹹水・淡水各部の本文、参考書、附録図解ごとに付され、85から89までであるが、87グループはない。その番号は、「慣行録」ではなく、「兵庫製塩図解」に割り当てられていた。グループ中にラベルが剥落したものがあつたが、グループ自体で非貼付となっているのは、淡水漁業之部本文編のみである。ちなみに県史編集室は右ラベルのような分類を用いなかったので、このラベルは県史受

け入れ前に貼付されたものと考えられる。

ところで、「慣行録」は戦前に活字化されていた。昭和十一年(一九三六)に鹹水漁業之部が謄写版で、昭和十六年(一九四一)には淡水漁業之部が活字本³⁾で、兵庫県水産課から翻刻刊行された。下って、昭和三十九年(一九六四)刊行の『西宮市史』第六巻に本書鹹水漁業之部巻之三が抄録されている。西宮市史では所蔵者記載箇所、「兵庫県漁業慣行録未刊原本〇神戸市 兵庫県庁水産課所蔵」と記されており、昭和三十九年当時、「慣行録」が水産課所蔵であったことが分かる。しかし、同じく本書に収録された淡水漁業之部巻之三の翻刻は原書に抛らず、関西大学が所蔵していた昭和十六年刊行本を用いている。⁴⁾当時、水産課は淡水漁業之部巻之三を所蔵しておらず、昭和三十九年時点の「慣行録」は淡水漁業之部と鹹水漁業之部を一括して保存管理していなかった可能性があつた。このことは、淡水漁業之部本文編のみにラベルが貼付されていないこともこれを裏付けている。以上から、兵庫県史編集室関係者が語つた「慣行録」の伝来は事実である可能性が高い。

③構成

本書の構成は、海（鹹水）と川・河口（淡水）に大別され編集されている。両部冒頭巻は全体的な概要を旧国別に記述する「総説」が当てられている。^⑤鹹水漁業之部の総説は「慣行録」全体の総説も兼ねている。緒言・凡例は本巻に収載されている。各地域に特色的な事柄については、郡ごとに一卷が割り当てられ、そこで記述されている。

鹹水漁業之部卷之一総説の凡例では、①本書は明治十九年兵庫県訓令第十九号により作成された漁業慣行調査書に拠って編纂した。②同郡内数村で同一慣行であった場合、村名を併記する。同郡内同慣行の場合は村名を記載しない。③漁業税は、明治十七年まで旧慣行に従い徴収していたため、村ごとに掲載している。明治十八年から税法により漁業税の徴収を行ったので、同年以降の事情については総説に収載した。④魚名・漁具名等はイロハ順で掲載した、方言・分類などで重複した場合があるかもしれない。⑤参考とすべき記録は附録（「慣行録」参考書のこと）にした。⑥漁具・漁船は附録（「慣行録」附録図解のこと）として、漁魚名のイロハ順に従い掲載している。図は形状を示すにとどめる。⑦淡水漁業之部城崎

郡中豊岡川は汽水域があるので、鹹水魚に関係するものも掲載した、と書かれている。

右に示された参考書と附録図解で、前者は本文の典拠となる重要史料が掲げられている。後者では漁具のうち、網・船などが紹介されている。鹹水漁業之部に関わる附録図解は欠本で、淡水漁業之部に掲載された図も、一部村のものだけを紹介していて量的には少ない。後年に編まれる『兵庫県漁具図解』^⑥は、目的こそ本書と違うものの、附録録図解で欠本になっている鹹水之部を埋めるものとなっている。

実際の本文は明治十九年の兵庫県訓令第十九号に挙げられた項目がほぼすべて活用されている（表2）。

3 「慣行録」の内容

以下章ごとに概略を述べよう。

①第1章 漁制

村ごとに江戸時代以来の漁業の制限制度・法令・慣習・処罰について記述している。また漁業仲間への加入方法や取った魚の販売方法などについても述べている。

明治時代初期の漁業税は、地域や魚の種類・漁法や慣

習などにより多種多様であった。これは、江戸時代以来の漁業の伝統を反映していた。税は、漁獲に係るものとして、1 漁場を土地に換算して賦課する⁽⁷⁾、2 漁船・漁船にかかるとの⁽⁸⁾、3 漁獲高に対して一定税率をかけるもの⁽⁹⁾の三種類があった。このほか、「水夫役」のように労働奉仕する夫役、重要輸出品であるアワビやナマコをとり加工する義務などもあった。これらの例に含まれない特殊な漁税は兵庫県域ではかけられていない。こうした慣行的な漁業税は明治八年五月に布達が出され廃止される⁽¹⁰⁾。

慣行については、漁業は自然を相手にする仕事故か、「漁業慣行録」では大漁を祈願する儀式についての記述が多く見られ、漁民たちは漁の決め事に講や宗教行事を利用している。播磨国明石郡江井島村では毎年一月十日の「十日戎」の日に集会して酒宴を開催し、そのさい相談事や取り決めを行った⁽¹¹⁾。その他の地域でも、毎月「恵比須講」を開いて取り決めを行ったり⁽¹²⁾、「海神講」の際に実施する例などがあった⁽¹³⁾。また、漁期開始時に「網卸(あみおろし)」、漁期が終了して雇った漁師達の契約期間が満了して解散するときは「網揚げ」といい、網主と漁

師、ときには網主家族やその親戚までも、ともに酒宴をする風習が紹介されている。このほか、漁師の妻が妊娠すると出漁が禁止されたことや、大漁の場合に酒宴を開く慣例のあることなどがしるされている。

また、漁村の尊崇する祭神についても述べている。兵庫県は全般的に西宮戎・住吉・金比羅を崇敬するところが多い。

魚の販売については、瀬戸内地方では村浦二三か村にひとつの割で自村に魚市場を持っていた。これは村で地引網漁が行われている場合に設置することが多いようだ。瀬戸内海沿岸、とくに摂津地域では、大坂や泉州などからやってくる「出買」と呼ばれる商人たちに売り渡すことも多い。

「漁村維持並救恤」の項では、漁師は難破船発見時には危険を顧みず救難に駆けつけることが励行されたことが書かれている。海の男達は遭難者救助に全力を尽くすということをよく聞く。本書でも、その傾向はあらわれている。遭難者を発見した場合、漁を中断しても救助を行う慣例であるところが多い。さらに、積んでいる魚が救助の邪魔になる場合は、その放棄を奨励することさえ

あった。⁽¹⁴⁾ また、救助に際し、船体・漁具の破損や魚荷の放棄があった場合、これを損害と認め、救助者の所属する村が生還した遭難者からなにがしかの補償や謝礼を受けることを定めているところもあった。⁽¹⁵⁾

「犯則・違例の処分」の項では、慣行として行われてきた漁業村落としての取り決めと処分について書いている。多く見られる例ではたとえば、村で年間に何日か休漁日を設け、違反者には漁獲没収等の罰則を科していた。村の取り決めに抵触した場合、さらに厳しい処罰をした村があった。淡路国津名郡富嶋村では「逆登せ^{さかのぼ}」といって、船を浜に揚げさせて、船体の一部分を解体して操業停止させた。⁽¹⁶⁾ 他村のものにも容赦なく、淡路国津名郡都志村では、「逆登せ」して漁具を没収し、違反者の出身村へ訴え出て、反省がみられた場合には許すというきまりだった。⁽¹⁷⁾

②第2章 漁労

漁制以外で、漁業にすることが書かれている。郡内で漁獲している魚の種類、魚ごと・村ごとの漁期一覧、海上気象の特徴、魚群到来の前兆現象と魚群の動き、漁場区域、使用漁具と漁法、郡内や他地域より出漁してく

る漁船の概況などがあげられている。

村の海岸線から一定距離の海域は、「磯」と呼ばれた。地域によりその範囲は異なる。⁽¹⁸⁾ 播磨では陸から約1 km、摂津では2 km～12 km、但馬は4 km、淡路では2 kmというぐあいだ。また、「磯」以遠の海域は「沖」と呼ばれ、「入会^{いりあい}」として他村の漁民も自由に漁をすることができた。江戸時代には、村（あるいは特定の漁民）に漁をする権利（漁権）が認められていた。また村は、「村方」と「浜方」に分けられて、「浜方」村民のみに漁権を制限しているところもあった。また、他村の漁民が漁を行う場合、必要な漁場の漁権を有する、村の許可が必要だった。こうした際には、手土産を持参し、謝礼する慣習がある村もあった。

明治時代ははじめごろまで、このような漁権は維持されるが、明治三十四年（一九〇一）に漁業法が成立して、各漁業組合に漁業権を設定するよう促した。以後は、各村に漁業組合が結成されだし、漁権の管理は漁業組合が行うようになっていった。実際には漁業組合の仕組みが完成したと呼べるのは昭和期に入ってからだが、中小の漁業組合の立ち上げが遅れがちだったことがその理由と

されている。

③第3章 蕃殖

魚の産卵に関して時期と産卵方法が書かれている。養殖漁業が本格化していない時代であるから、記述はいきおい漁獲される魚の生態に関するものになっている。さらに、漁獲の障害となることと養殖に適する地域についての考察もある。とくに、漁獲の障害については、汽船のエンジン音がうるさいことをあげていて、エンジン付の船が明治二十年（一八八七）代でもまだまだ普及していなかったことがうかがわれる。

④第4章 漁民

本章の「漁業の景況」には兵庫県の漁業が当時の不況の影響を受け悪化していた記述が見られる。「衰微」⁽¹⁹⁾、「振ハサル」⁽²⁰⁾等の表現は県内漁村全般にみられ、各村浦ともに苦しい経済状態にあることがうかがわれる。「慣行録」第1章「漁村維持並救恤」の項目にも救済制度自体維持できなくなっている村があるほどである。

⑤淡水漁業之部

淡水漁業之部は鹹水漁業より記述が少なく簡単で、概括しにくい。断片的ではあるが、述べてみる。淡水漁業

は郡ごとに記されているものの、基本の記述形式は川ごとである。

摂津地域では猪名川・阿古谷川に鮎運上があげられており、両川では鮎が捕れたことがわかる⁽²¹⁾。播磨地域の古川では川役が賦課され、とくに上滝野村では鮎が領主へ献上されている。現在でも加古川は鮎釣りスポットであるが、その伝統がうかがえる⁽²²⁾。このほか、鮎や蜆、汽水域での海魚や貝類の漁が紹介されている。

川の漁業権はたいいの場合、川の流域各村が所有している。漁獲が十分でないためか、漁業権自体が設定されず、漁業税も賦課されない村も多い。漁業権は専用漁業権である場合と入会である場合がある。しかし、加古川支流洗川については、他の川とは異なり、上流と下流でそれぞれ個人が川の漁業権を所有している。漁を希望するものは、この個人に定められた年額を納めた⁽²³⁾。

全般的に鮎が淡水漁業の主たるものとなっている。淡水漁業は村人の食料と見られているためか、漁権が設定されることは海面漁業に比べると格段に少ない。ウナギが鮎について主たる漁獲となっているが、課税の対象になるほどではないようで、漁権が存在しないか入会で、

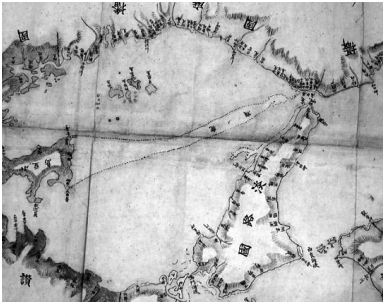
鮎よりゆるいことが多い。

⑥ 「慣行録」の漁業

漁業慣行録の漁業は明治二十年代に行われていたものを記録している。エンジン付漁船や大型漁船による遠洋漁業が誕生するのは、明治三十年代以降である。したがって本書に描かれる漁業は古い漁業の様相である。以下、右にあげたほか兵庫県で現在でも著名な漁獲を取り上げる。

(ア) アナゴ漁は播磨が有名だが、淡路地方でも行われていた。明治二十二年(一八八九)のアナゴ漁師数は、飾東郡(現姫路市辺)が最多であった。

写真 2



(イ) 鯛漁は明石鯛が有名だが、鹿の瀬と呼ばれる淡路西部の浅瀬が鯛漁場(写真?)として名高く、淡路西岸の村々からも出漁していた。江戸時代明石郡の村浦では明石藩から鯛のハエナワ漁を禁止さ

れ、漁獲が制限されていた。この制限は、明治時代になって廃止された。また、明治二十二年当時の明石郡の鯛漁師は一二〇〇人を超え、明石は県域最大鯛漁場であった。

(ウ) 明石ダコで名高いタコは淡路の漁獲物でもあった。古くは明石郡江井嶋村のイイダコは幕府献上物で、献上が済むまで蛸漁やその売買が禁止されていた。

(エ) 初春の風物となっている瀬戸内のイカナゴだが、江戸時代の淡路では運上銀(税金)の対象となるほど漁が盛んであった。網に対して課税されていた。

(オ) 江戸時代には冒頭で述べたように阪神間から播磨にかけての海岸や沖では、盛んに鯛漁が行われていた。漁村のある浜近くには「煮屋」と呼ばれる干鯛の加工場もあった。「慣行録」を見ると但馬地方でも鯛は主要漁獲物であった。金肥としての商品価値は日本海側でも高いものと見える。ちなみに但馬のカニ漁は「慣行録」には登場しない。カニ漁は近代の生み出した新しい漁業であったといえる。

紙数も尽き、十分に説明しきれなかったきらいがあるがご容赦いただき、最後にまとめておく。

明治はじめから明治二十年代までは近代漁業制度の確立期である。明治政府は産業把握のため、とくに漁業税の面から漁業の指導監督を試みている。しかし、従来の制度を無効化することはむずかしく、漁業組合を創設してそこに旧慣行の維持監督を委任する形になった。「慣行録」成立のころは、兵庫県にも近代的な漁業方式は定着していない。税額が円銭で表記されたり、慣行が若干変化しているものの、漁業形態は江戸時代のかたちを色濃く残している。

注

- (1) 『香住の地誌(2)』 香住町 平成九年。
- (2) ルビは原文のまま。
- (3) 序文に洪沢敬三(財界人、民俗学者)の助力で刊行したとある。
- (4) 西宮市史では「兵庫県漁業慣行録非売刊本巻三 関西大学所蔵」と記載されている。

(5) 『兵庫県漁業慣行録』鹹水漁業之部巻之一の総説については、緒言、凡例、目録を伴うことから、表紙に題箋で「総目録」と書かれている。なお以降、注記で「之部」で始まる引用・参考書はすべて「兵庫県漁業慣行録」である。

- (6) 大日本水産会兵庫支部刊、明治三十年(一八八七) 関西学院大学図書館蔵
- (7) 海高という。摂津国菟原郡葺合村脇浜漁場の田成米税など。
- (8) 摂津国菟原郡新在家村の鯛網運上や但馬国美含郡竹野村の漁船役など。
- (9) 播磨国明石郡東垂水村の縄地曳網鯛網運上など。
- (10) 鹹水漁業之部 参考書 巻之一 第一号。「慣行録」に見られる漁業税の廃止は、おおむね三期にわたっている。第一期は明治元年、第二期は明治四年の廃藩置県に前後して、第三期は漁業税廃止が布告される明治八年である。
- (11) 鹹水漁業之部 巻之七。
- (12) 淡路国津名郡生穂村の例(鹹水漁業之部 巻之十五)。
- (13) 但馬国二方郡浜坂村の例(鹹水漁業之部 巻之十九)。
- (14) 摂津国川辺郡尼ヶ崎町の例(鹹水漁業之部 巻之二) など。
- (15) 播磨国揖保郡浜田村(鹹水漁業之部 巻之十三) ・尼ヶ崎町の例など。
- (16) 鹹水漁業之部 巻之十五。

- (17) 鹹水漁業之部 卷之十五。
- (18) 鹹水漁業之部 卷之一。沖台と磯の境界に関する記述がある。
- (19) 川辺郡尼ヶ崎町 (鹹水漁業之部 卷之二)。
- (20) 武庫郡今津村等 (鹹水漁業之部 卷之三)。
- (21) 淡水漁業之部 卷之二。
- (22) 淡水漁業之部 卷之七。
- (23) 淡水漁業之部 卷之十。

(同志社大学非常勤講師・県政資料館嘱託職員)

表1 兵庫県漁業慣行録の巻構成と署印・ラベル貼付

No.	部・巻・項目	「兵庫県図書部」印の有無	ラベル	請求記号	備考
1	鹹水漁業之部 卷之一 総目録・総説	○	(剥落)	農30	
2	鹹水漁業之部 卷之二 摂津国川辺郡	○	102-85-02	農31	
3	鹹水漁業之部 卷之三 摂津国武庫郡	○	102-85-03	農32	
4	鹹水漁業之部 卷之四 摂津国菟原郡	○	102-85-04	農33	
5	鹹水漁業之部 卷之五 摂津国神戸区	○	102-85-05	農34	
6	鹹水漁業之部 卷之六 摂津国八部郡	○	102-85-06	農35	
7	鹹水漁業之部 卷之七 播磨国明石郡	○	(剥落)	農36	
8	鹹水漁業之部 卷之八 播磨国加古郡	○	(剥落)	農37	
9	鹹水漁業之部 卷之九 播磨国印南郡	○	(剥落)	農38	
10	鹹水漁業之部 卷之十 播磨国飾東郡	○	102-85-10	農39	
11	鹹水漁業之部 卷之十一 播磨国揖西郡	○	102-85-11	農40	
12	鹹水漁業之部 卷之十二 播磨国揖東郡	○	102-85-12	農41	
13	鹹水漁業之部 卷之十三 播磨国揖西郡	○	102-85-13	農42	
14	鹹水漁業之部 卷之十四 播磨国赤穂郡	○	102-85-14	農43	
15	鹹水漁業之部 卷之十五 淡路国津名郡	×	(剥落)	農44	
16	鹹水漁業之部 卷之十六 淡路国三原郡	×	102-85-16	農45	
17	鹹水漁業之部 卷之十七 但馬国城崎郡	○	102-85-17	農46	
18	鹹水漁業之部 卷之十八 但馬国美含郡	○	102-85-18	農47	
19	鹹水漁業之部 卷之十九 但馬国二方郡	○	102-85-19	農48	
20	附録図解 鹹水漁業之部	—	—	—	(欠本)
21	参考書 鹹水漁業之部 卷之一 布達類	○	(剥落)	農49	
22	参考書 鹹水漁業之部 卷之二 摂津国川辺郡	○	102-86-02	農50	
23	参考書 鹹水漁業之部 卷之三 摂津国武庫郡	○	102-86-03	農51	
24	参考書 鹹水漁業之部 卷之四 摂津国菟原郡	○	102-86-04	農52	
25	参考書 鹹水漁業之部 卷之五 摂津国神戸区	○	103-86-05	農53	
26	参考書 鹹水漁業之部 卷之六 播磨国明石郡	○	(剥落)	農54	
27	参考書 鹹水漁業之部 卷之七 播磨国加古郡	○	(剥落)	農55	
28	参考書 鹹水漁業之部 卷之八 播磨国印南郡	○	(剥落)	農56	
29	参考書 鹹水漁業之部 卷之九 播磨国飾東郡	○	102-86-09	農57	
30	参考書 鹹水漁業之部 卷之十 播磨国揖東郡	○	102-86-10	農58	
31	参考書 鹹水漁業之部 卷之十一 播磨国揖西郡	○	102-86-11	農59	
32	参考書 鹹水漁業之部 卷之十二 播磨国赤穂郡	○	102-86-12	農60	
33	参考書 鹹水漁業之部 卷之十三 淡路国津名郡	×	(剥落)	農61	
34	参考書 鹹水漁業之部 卷之十四 淡路国三原郡	×	102-86-14	農62	
35	参考書 鹹水漁業之部 卷之十五 但馬国城崎郡	○	102-86-15	農63	
36	参考書 鹹水漁業之部 卷之十六 但馬国美含郡	○	102-86-16	農64	
37	参考書 鹹水漁業之部 卷之十七 但馬国二方郡	○	102-86-17	農65	
38	淡水漁業之部 卷之一 総説	○	(剥落ヵ)	農 3	
39	淡水漁業之部 卷之二 摂津国川辺郡	○	(剥落ヵ)	農 4	

No.	部・巻・項目	「兵庫県図書部」印の有無	ラベル	請求記号	備考
40	淡水漁業之部 卷之三 摂津国有馬郡	○	(剥落カ)	農 5	
41	淡水漁業之部 卷之四 丹波国氷上郡	○	(剥落カ)	農 6	
42	淡水漁業之部 卷之五 播磨国美囊郡	○	(剥落カ)	農 7	
43	淡水漁業之部 卷之六 播磨国多可郡	○	(剥落カ)	農 8	
44	淡水漁業之部 卷之七 播磨国加東郡	○	(剥落カ)	農 9	
45	淡水漁業之部 卷之八 播磨国加西郡	○	(剥落カ)	農10	
46	淡水漁業之部 卷之九 播磨国加古郡	○	(剥落カ)	農11	
47	淡水漁業之部 卷之十 播磨国印南郡	○	(剥落カ)	農12	
48	淡水漁業之部 卷之十一 播磨国飾西郡	○	(剥落カ)	農13	
49	淡水漁業之部 卷之十二 播磨国神東郡・神西郡	○	(剥落カ)	農14	
50	淡水漁業之部 卷之十三 播磨国宍粟郡	○	(剥落カ)	農15	
51	淡水漁業之部 卷之十四 播磨国揖東郡	○	(剥落カ)	農16	
52	淡水漁業之部 卷之十五 播磨国揖西郡	○	(剥落カ)	農17	
53	淡水漁業之部 卷之十六 播磨国佐用郡	—	—	—	(欠本)
54	淡水漁業之部 卷之十七 播磨国赤穂郡	—	—	—	(欠本)
55	淡水漁業之部 卷之十八 播磨国朝来郡	○	(剥落カ)	農18	
56	淡水漁業之部 卷之十九 但馬国養父郡	○	(剥落カ)	農19	
57	淡水漁業之部 卷之二十 但馬国気多郡	○	(剥落カ)	農20	
58	淡水漁業之部 卷之廿一 但馬国出石郡	○	(剥落カ)	農21	
59	淡水漁業之部 卷之廿二 但馬国城崎郡	○	(剥落カ)	農22	
60	淡水漁業之部 卷之廿三 但馬国美含郡	○	(剥落カ)	農23	
61	淡水漁業之部 卷之廿四 淡路国三原郡	○	(剥落カ)	農24	
62	附録図録 淡水漁業之部 卷之上	○	102-89-01	農 1	
63	附録図録 淡水漁業之部 卷之下	○	102-89-02	農 2	
64	参考書 淡水漁業之部 卷之一 布達類	○	102-88-01	農25	
65	参考書 淡水漁業之部 卷之二 播磨国多可郡	○	102-88-02	農26	
66	参考書 淡水漁業之部 卷之三 播磨国加東郡	○	102-88-03	農27	
67	参考書 淡水漁業之部 卷之四 但馬国養父郡	○	102-88-04	農28	
68	参考書 淡水漁業之部 卷之五 但馬国城崎郡	○	102-88-05	農29	

表2 兵庫県漁業慣行録の章節項

兵庫県漁業慣行録の項目		明治十九年十月布達訓令第十九号に記された漁業慣行調査様式の項
第一章	漁制	漁制
	第一款 掟類	第一 掟類
	第一項 保護ニ関スル事	
	第二項 漁税ニ関スル事	
	第三項 其例ニ関スル事	
	第二款 規約及慣例	第二 規約及慣例
	第一項 保護ニ関スル事	
	第二項 漁業ニ関スル事	
	其一 漁権	
	其二 仲間加入ノ仕来	
	其三 他方ノ漁夫来漁ニ係ル手續	
	其四 販売ノ仕方	
	其五 漁村維持並救恤	
	第三項 雑事	
	第三款 犯則違例ノ処分	第三 犯則違例ノ処分
第二章	漁撈	漁撈
	第一款 種類	
	第一項 品名	第一 品名
	第二項 大小軽重	
	第二款 漁期	第四 漁期
	第一項 期節	
	第二項 气象	
	第三項 郡来ノ前兆	
	第四項 去来ノ期節及方向	
	第三款 漁場 区域・潮流 水底ノ概状	第二 漁場
	第四款 入会漁船ノ数	(第三 漁業ノ数)
	第五款 漁具	第五 漁具
	第一項 漁網及釣具等	
	第二項 漁船	
	第六款 漁法	第六 漁法
	第七款 有害漁法	第七 有害漁法
第三章	蕃殖	蕃殖(※「第一 品名」該当章節なし)
	第一款 生産期節	第二 生産期節
	第二款 生産場	第三 生産場
	第三款 有害物	第四 有害物
	第四款 蕃殖ヲ謀ル場所	第五 蕃殖ヲ謀ル場所
第四章	漁民	漁民
	第一款 営業ノ景況	第一 営業ノ景況
	第二款 営業種別	第二 営業ノ種別